

# 男性育児休業取得長期応援手当の支給期間緩和について

旧制度（R 7 年度）	新制度（R 8 年度）
出生日等から 8 週(56日)以内の育休のみを対象	出生日等から 8 週(56日)以内に <b>開始した</b> 育休も対象

出生日等

出生日等から56日

R7年度

国支給（28日）

県支給（28日）

国支給（28日）

県支給  
（7日）

不支給

R8年度

国支給（28日）

県支給（28日）

対象期間緩和

